



令和4（2022）年

令和4年4月から先進医療での不妊治療を開始した方へ
大崎上島町特定不妊治療支援事業のご案内



大崎上島町では、保険診療の適用にならない先進医療の特定不妊治療をした方に対して、費用の一部助成を行っています。ご希望の方は、以下を確認し、申請手続きを行ってください。

1 助成の対象

- (1) 助成を受けようとする特定不妊治療の治療開始した時点から治療が終了した時点までの全期間において、いずれか一方が町内に住所を有する夫婦（原則、法律婚を対象事実婚関係にある者も対象。）
- (2) 町民税等を滞納していないこと。
- (3) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦。
- (4) 広島県の実施する不妊治療支援事業において、特定不妊治療費の承認決定されたものであること。

広島県特定不妊支援事業・申請手続きについてはこちらから→



- (5) 前項に定める以外の不妊治療費の助成を受けていないこと。

2 助成対象治療

生殖補助医療の保険診療を行う保健医療機関で受けた保険適用となる特定不妊治療（体外受精または顕微授精）及び男性不妊治療に併せて行われる先進医療、あるいは国が審議中の検査・技術に要した費用が対象です。

3 助成の内容・回数

(1) 助成金額

以下の各項目金額を基準とし、それぞれ5万円を上限として、1,000円未満は切り捨てた額。

ア 特定不妊治療に併せて行われた先進医療等

1回の治療に要した費用の総額から広島県特定不妊治療支援事業の助成金を差し引





いた額

イ 男性不妊治療に併せて行われた先進医療等

1回の治療に要した費用の総額から広島県特定不妊治療支援事業の助成金を差し引いた額

(2) 助成回数

ア 妻の治療開始年齢が40歳未満である時は通算6回

イ 妻の治療開始年齢が40歳以上43歳未満である時は通算3回

ウ 出産または死産の場合は、これまで受けた助成回数をリセットする

4 申請の方法

広島県の特定不妊治療支援事業承認決定通知日から起算して2か月以内に、大崎上島町保健衛生課へ一度電話でお問合せいただき、以下の書類を持って手続きにお越しください。

(申請に必要なもの)

①大崎上島町特定不妊治療支援事業申請書兼請求書

②広島県特定不妊治療支援事業承認決定通知

③広島県特定不妊治療支援事業の申請にあたって提出する特定不妊治療支援事業申請にかかわる証明書の写し

④口座振替依頼書

⑤申請者名義の振込先口座の通帳の写し(口座、支店コード等が記載されているページ)

お問合せ 大崎上島町 保健衛生課 保健指導係 TEL0846-62-0330(直通)

